横須賀プログラミング"夢"アカデミー運営業務委託仕様書

横須賀都市魅力創造発進実行委員会*(以下「委託者」という。)は、横須賀市の政策である「横須賀再興プラン」における、子育て、教育政策の強化のための取組みを、他都市に 先駆けて挑戦することにより、都市としての新しい魅力を創出することを目指す一環として、今後必要な技術の一つとして関心が高まっているプログラミングに注目し、未成年を 対象に、プログラミングの技術と意欲を高める機会を提供することにより、将来的に国内外で活躍するプログラミング人材の輩出、アカデミー在校生、卒業生を含め、世代・活動 場所を超えたつながりの形成を目指して、横須賀プログラミング"夢"アカデミーを開設します。

1 件名

横須賀プログラミング"夢"アカデミー運営業務

2 履行期間

契約を締結した日から令和2年(2020年)3月31日まで

3 目標

アカデミー生が、全国規模の大会等に出場可能な技術を身に付け、自ら意欲的に挑戦するなど、具体的な到達点を意識して技術と意欲を高めること。

アカデミーを中心とした世代、活動場所を超えたつながりを形成すること。

4 業務内容

(1) アカデミー事業マネジメント業務

委託者において、横須賀プログラミング"夢"アカデミー(以下「アカデミー」という。)が、新しい取組みであることを考慮し、本事業のマネジメントについて具体的な仕組みを提案し、委託者と協議しながらその円滑な運営実施を行う。

(2) アカデミーの活動

(ア) アカデミー生の到達目標設定

アカデミー生が、自ら積極的に全国規模の大会に出場することを目指す。想定する具体的な大会、そのための意欲の向上、学習プログラムやスケジュールについて提案し、実施すること。原則として、全てのアカデミー生が、1回以上大会にエントリーするものとする。ただし、上記目標以外の代案がある場合は、代案を提案する理由とともに、具体的な到達点、目標達成のための意欲の向上、学習プログラムやスケジュールについて提案し、実施するものとする。

(イ) アカデミー生の募集

本市在住、在学の、プログラミングに関する意識の高い子どもたちが、アカデミーへの興味を持ち、参加意欲を高める具体的な募集の仕組みや仕掛けを提案し、実施すること。なお、対象は未成年とする。

募集にあたり、少なくとも、応募フォームの構築、応募者の集計、募集チラシの 作成を行うこと。募集に関する活動のうち、公共機関への働きかけは委託者が行う ものとする。

(ウ) アカデミー生の選考

応募者から、プログラミングへの意欲、関心の高いアカデミー生を選出する選考 方法及び選考基準について提案し、実施すること。なお、選考方法及び選考基準に ついては、選考結果の説明ができる明確な基準とすること。

アカデミー生は、委託者の承認の上、決定し、選考結果については、すべての応募者に連絡すること。

(エ) 学習プログラム

アカデミー生の資質、技術力には個人差があることが想定される。その状況下において、一人ひとりのモチベーションの向上を意識した、きめ細やかな指導が必要となる。また、同じ目標を持ったアカデミー生同士が、切磋琢磨して共に向上していけることが望ましい。これらを踏まえた学習の進め方を、具体的な考え方や方法と共に提案し、実施すること。

これに併せて、アカデミーの活動初期に、アカデミー生が、今後の活動の基礎となるプログラミングスキルを集中的に習得でき、アカデミー生同士の交流促進が期待できる仕組みを提案し、実施すること。

なお、学習プログラムは、個人の学習進度に応じて進められるものとし、自宅に おいても学習ができるようなものとするが、対面による直接指導を行う機会を少な くとも月1回以上、設けること。

また、アカデミー生が、日々のプログラミングの取組みの中で感じる疑問等を、いつでも質問でき、素早い回答が得られるような方法や仕組み、併せて、個人の日々の取組みを促すような方法や仕組みについても提案し、実施すること。

対面による直接指導で使用するアカデミー生のパソコンは、原則としてアカデミー生による持ち込みとするが、持ち込みが出来ないアカデミー生に対しては、パソコン等の機材を貸与すること。

(オ) アカデミーを中心としたコミュニティの形成

アカデミーを中心とした世代、活動場所を超えた、アカデミーに関わりのある人同士の活発な交流を目的としたコミュニティを形成すること。そのための、具体的な仕組みや方法について提案し、実施すること。そのための、アカデミー生、委託者、受託者、その他委託者が承認した関係者が、いつでも互いに、やり取りが可能な、オンラインによる仕組みは必ず含めること。

(カ) 最先端で活躍する技術者との交流会の実施

市内ゆかりの企業等の技術者や、国内外で活躍する技術者との交流、先端技術の 視察等により、アカデミー生の学習意欲の向上につなげる。そのための、交流会の 具体的な実施概要、仕組みを提案し、実施すること。

市内ゆかりの企業等との調整は、委託者で行う予定であり、年間で数回を想定している。また、一番最初の交流会は、2019年7月に実施予定のため、年間スケジュール作成時には留意すること。

(キ) 各取組みにおけるウェブ及び SNS 発信

既存のウェブサイト上に、すべてのアカデミーの活動の取組みを発信するためのコンテンツを作成し、SNSと併せて発信すること。原則として、情報の鮮度を意識した即時発信とするが、ウェブの発信については、個々のアカデミー生の取組みの様子や思いが伝わる細やかな発信についても意識すること。

(ク) 成果品データの提出

- ① 活動内容について
 - ・各アカデミーの活動について、活動内容、及び、個々のアカデミー生の取組状況と変化、課題や改善点、対応策を含めた月次レポートを作成し、委託者に提出すること。
 - ・アカデミーの各取組みの総合的な成果や結果、課題等が分かるような実績報告 書を作成し、年度終了時までに委託者に提出すること。
 - ・アカデミーの全取組みを通じて得られた、個々のアカデミー生の成長、成果、 課題について実績報告書を作成し、年度終了時まで委託者に提出すること。
 - ・全てのアカデミーの活動について、活動の様子を静止画及び動画で記録し提供 すること。
- ② 制作物について

アカデミー各取組みにおける制作物の全データを委託者に提供すること。

(ケ) 各取組みにおける留意事項

① アカデミーの活動における詳細(実施日や会場等)については、委託者と協議

の上、決定すること。

- ② 業務に必要な人員、機材、物品、資料、インターネット環境、会場使用にかかる費用等は、受託者の責任において準備すること。
- ③ 受託者の責任において、実施内容に応じて、アカデミー生を含めた第三者の活動に対して適切な保険に加入すること。
- ④ アカデミー生やその保護者に対して、運営に伴う事務連絡を適宜、適切に行うこと。
- ⑤ 本事業の協力団体からの協力提案事項については、委託者と協議の上、柔軟に 対応すること。
- ⑥ 業務の実施については、委託者と緊密に連絡をとり、委託者の承認の上、円滑 に実施すること。(制作物の作成や、情報発信については、特に留意すること。)

(3) 新たな都市魅力への取組み

この取組みが、将来的に都市魅力の創出につながる中長期的なシナリオのもと、初年度として具体的な仕組みや仕掛けを提案し、実施すること。

5 アカデミー運営体制

(1) 指導者について

アカデミー生が、全国規模の大会等に出場可能な技術を身に付け、自ら意欲的に 挑戦できるように、アカデミー全体に活力を与え、活動を牽引する指導者を1人以 上配置すること。なお、指導者は、全てのアカデミーの活動において指導すること を原則とする。

(2) メンターについて

アカデミー生の直接的な学習指導を行う指導者の補佐として、メンターを配置すること。なお、メンターの人数は、本事業の目標を達成するための必要十分な人数を確保すること。

(3) 上記(1)(2) を含めた運営体制について

アカデミーの活動が円滑に運営実施するための運営体制表を作成し、提出すること。

6 事故等発生の対応

事故等が発生したときは、速やかに状況を委託者に報告し、対応については、協議の上で決定するものとする。なお、責任は全て受託者が負うものとする。

7 業務委託料の支払

(1) 委託者は原則として、実績報告書等を検査し適正に事業が実施されたことを確認し

た後、委託料を支払うものとする。

- (2) 委託料は、委託者と受託者の協議により、分割払いとし、受託者からの請求により 支払うものとする。
- (3) 委託者は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

8 委託契約の解除

委託者は、受託者が行う運営業務の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、委託契約を解除し、又は期間を定めて運営業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- (1) 受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、委託者は契約を解除することができる。
 - ア 正当な理由がなく契約上の委託業務を履行せず、又は履行する見込がないと明ら かに認められるとき。
 - イ 本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 受託者は本項目の規定により契約を解除された場合は、委託料の10分の1に相当する金額を違約金として、委託者の指定する期限までに支払わなければならない。

9 著作権

- (1) 本業務において、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本業務の遂行過程で受託者が作成し、委託者に提出した印刷物、ウェブサイト等の 写真、文章、デザイン、プログラム、その他の著作物に対する著作権(受託者が保 有する著作権に限る。また、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む ものとする。)は、委託者に譲渡されるものとする。受託者は、委託者に対し、本業 務における著作物に関しては、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。 第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトウェア等を使用するときは、あらかじ め委託者と協議の上、著作権法に定められた手続を行うこと。この場合において、 受託者が必要な手続を行わないことにより、委託者又は第三者に損害を生じさせた ときは、受託者は、その全ての損害賠償の責めを負うものであること。
- (4) 受託者は、本業務に関する出演者、協力者等の肖像権、及び著作権等に関わる調整を行い、本業務に関するウェブサイトや SNS や動画配信サイト、印刷物の配布、本業務に関する二次使用について同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行う等、必要な手続きを行うこと。受託者が必要な手続を行わないことにより、委託者又は第三者に損害を生じさせたときは、受託者は、その全ての損害賠償の責めを負うものであること。

10 事業全般に関わる要件

(1) 委託業務における資料等の提出

本業務における資料等については、委託者の求めに応じて提示できるようにしておくこと。

(2)業務改善

委託者から、仕様書及び企画提案書に定めた業務を適正に履行しないなどの理由により、業務改善を指摘された場合は、速やかに対処すること。また、その経過及び改善対策方法に係る報告書を作成し、指定された期日までに委託者に提出すること。

(3) 疑義の報告

本業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、委託者に速やかに報告し、必要な指示を受けること。

(4) 第三者への再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に再委託することを禁止する。ただし、委託業務の一部を委託する場合で、予め委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(5) 秘密の保持

受託者は、委託者から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 個人情報等の取扱い

本業務を履行するにあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、横須賀市個人情報の取り扱いに関する特記事項に準じ、その取り扱いに万全の対策を講じること。

11 その他

(1) 仕様にない事項等について

本仕様書に示されていない事項及び業務上生じた疑義については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則の定めに準じるほか、委託者とその都度協議の上で決定すること。

(2)業務にかかる費用について

本業務の実施に係る費用は、すべて委託料の中に含めるものとする。

(3) 損害賠償について

受託者は、業務実施にあたり、故意または重大な過失により、委託者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。